企 画 総 務 委 員 会
平成２５年3月２２日

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　区長等の事務部局の職員　１，８９４人 ⑵　幼稚園の園長及び教員　２１人 合計　１，９１５人 ２・３　〔略〕	〔同左〕 第２条　〔同左〕 ⑴　区長等の事務部局の職員　１，９２４人 ⑵　幼稚園の園長及び教員　２１人 合計　１，９４５人 ２・３　〔略〕

付　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。